

2016年3月22日

明治大学知的財産法政策研究所(IPLPI)シンポジウム

しなやかな著作権制度に向けて

—権利制限・利用許諾を中心に—

科学研究費補助金 基盤研究 (A) 平成 23～27 年度

「コンテンツの創作・流通・利用主体の利害と著作権法の役割」

研究代表者挨拶・趣旨説明

中山信弘 (明治大学研究・知財戦略機構特任教授)

明治大学の知的財産法政策研究所は、平成 23 年度から今年度までの間に科研費基盤研究 A を取得いたしまして、「コンテンツの創作・流通・利用主体の利害と著作権法の役割」というタイトルで 5 年間にわたって研究を続けてまいりました。そこで本日のシンポジウムは、その研究の成果の報告ということも兼ねております。しかしながら、この科研費の研究はかなり幅広いものでありますので、本日は著作権の利用制限と利用許諾の問題、それから同一性保持権の解釈に的を絞ってシンポジウムを執り行うことと致します。

「著作権法というのは、いったい何のためにあるのか。著作権法の存在によって我々人類は幸福になっているのであろうか。特にデジタル時代における著作権の存在意義というものはいったい何なのか」ということを、長年研究してまいりましたら、現行著作権制度は果たしてデジタル時代に適合しているのであろうか、ということを考えるようになってまいりました。そのような中で、制度と時代のミスマッチという憂鬱状態を脱するためにいったいどういう制度が必要なのか、どういう解釈が必要なのかということが問題になってまいりますけれども、それが我々の目指している「しなやかな著作権制度」の研究ということになります。

デジタル時代におきましては、著作権法は非常に大きな岐路に立っていると思われれます。デジタル時代、特にインターネットを中心とした通信の発達により、著作権法分野におけるプレイヤーとフィールドが格段に広がってまいりました。そうなりますと、当然、著作権法が持っている社会的意味も大きく変わってござるを得ないと思っております。

著作権法というのは、元来、小説家とか作家とか、あるいは画家といったような特別な才能を持った人が憂いなく創作できるように物心両面から支援をする、それによって創作へのインセンティブを高める、これが本来の著作権法の制度目的ですけれども、インターネット等の発展によりまして、現在は個人か企業家を問わず万人が創作者ともなり、また

万人が仲介者ともなり、また万人がその共有者ともなり、そしてまた万人が侵害者ともなり得るという時代になってまいりました。従来の著作権法は主としてプロの作家あるいは出版社等を相手にしておりましたが、現在では万人が関係する一般的な法律になってきております。野口祐子弁護士の言葉を借りますと、「著作権法が業界法からお茶の間法に変わってきた」ということになるわけです。

著作物の流通・利用という観点から眺めますと、現行著作権法は著作権を物権的な権利として構成しております。それは差止請求を中心とした物権的な権利となっており、非常に強いあるいは硬い権利となっております。その意味で、デジタル時代においては、ある意味では使い勝手が悪いという制度になっています。何か不都合が生じたら、30条以下の権利制限規定を新設するように政府に陳述し、そおして立法を経てからその事業を行う、そういう非常に面倒くさい硬い規定になっているわけです。

そのためには、従来からフェアユースの規定の導入ということがいわれておりますが、ただ、フェアユースの規定を導入すればすべてが解決するというわけではありません。場合によっては「他人による利用は自由に認めるけれどもお金を払いなさい」という報酬請求権的な立法もありえます。現行法におきましても、例えば33条の「教科用図書等への掲載」などもその一例でありまして、今後そういうものが増えていく可能性もあるだろうと思います。

それに加えて、もちろんライセンスによる利用、これも非常に大事でありますけれども、コンテンツの大量流通時代においては、ライセンスだけではうまくいくとは限りません。むしろうまくいかない場合が多いだろうと思います。そこで67条以下に「裁定による著作物の利用」という規定が設けられております。この規定はかなり利用しにくい規定でしたが次第に利用しやすくなってきてはおります。しかし、いかに利用しやすくなったといたしましても、それだけで十分であるというわけではありません。

実社会のほうに目を向けますと、例えば音楽の分野のように集中処理がかなり進んでいる分野もございます。そこでは、まともな人であればお金を払えば利用できる、つまり実質的には報酬請求権に近い形になっています。これをさらに進め、現在では拡大集中許諾制度（ECL）の導入が議論されています。これは著作権法にECL規定という特別な条文を設け、大多数の権利者を代表する特定の集中管理団体と権利者との間で契約された著作物利用許諾契約を、その団体に加入していない者（孤児著作物の権利者も含めたアウトサイダー）にまでその契約の効力を及ぼそうという制度であります。もちろん、日本にはまだこの制度がありませんが、恐らく今後はこういう点が議論になってくるだろうと思います。

このように、従来とは違って今日では、著作物の創作・流通・利用のサイクルを循環に進めるために種々の議論がなされなければならないと思います。これがまさに先ほど言いました我々の目指している「しなやかな著作権制度」ということになるわけです。

それでは、このしなやかな「しなやかな著作権制度」を巡って今日これからシンポジウムを行います。どうぞ最後までお楽しみください。ありがとうございました。